☆障がいのある生徒などへの配慮 ~看護編~



高等学校学習指導要領解説看護編に掲載されている内容をまとめました。

【高等学校 主として専門学科において開設される教科「看護」の配慮例】

1 実習や演習を行う活動で、状況設定や実施方法を理解することが難しい場合

【10の視点*1】から予想される困難さ

(例) ⑨読み書きや計算等の困難さ ⑩注意の集中を持続させることが苦手

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

見通しがもてるように、実習や演習の手順等を具体的に明示したり、 扱いやすい器具を用いたりするなどの配慮をする。



2 温湯を用いる清拭や注射の準備などの危険を伴う学習活動

【10の視点*1】から予想される困難さ

(例) ③道具の操作の困難さ ⑩注意の集中を持続させることが苦手

くそのための指導の工夫の意図、手立て>

教師が確実に様子を把握できるよう配慮する。

障がいのある生徒などの学習において、教科等の目標や内容の趣旨、 学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に 行うことがないように留意し、指導や手立てを工夫していくことが大切 です。

"子どもの学力向上に責任を果たす!最大限に力を伸ばす!"

^{*1:}小学校・中学校・高等学校学習指導要領解説の各教科等に示されている、学習活動を行う場合に生じる困難さ(①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手)を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。